



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



Vol.12 No.626

2015年2月16日(月)

ジュネーブ気候変動会議サマリー(要約版)

2015年2月8日～13日

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)は2015年2月8-13日、スイスのジュネーブで会合した。この会議には、各国政府、オブザーバー組織、メディアを代表する1300名以上が参加した。

ジュネーブ会議は、2015年12月、フランスで開催されるパリ気候変動会議に向けた数回の準備会合の最初のものである。パリ会議は、2020年から施行される「全ての締約国に適用可能な、条約の下での議定書、別な法的文書もしくは法的効力を有する合意成果」の採択を行うマニフェストを有する。当該パリ合意の作成を課せられた組織が、強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会(ADP)である。ジュネーブで、ADPは、その第2回会合の第8部を開催した。(ADP2-8)

2014年12月、第20回UNFCCC締約国会議(COP 20)は、ADPに対し、2015年5月以前に、全ての締約国に適用される条約の下での議定書、別な法的文書もしくは法的効力を有する合意成果のための交渉文書を提供するとの観点から、作業の一層の推進を図るよう求めた。ADP共同議長のAhmed Djoghlaoui (アルジェリア)及びDaniel Reifsnyder (米国)は、そのシナリオノート(ADP.2015.1.InformalNote)において、ジュネーブ会議の目的は交渉文書を提供することと指摘した。

ADPがその交渉文書作成作業の基礎とした文書は、決定書1/CP.20 (リマ気候行動声明)の附属書である交渉文書草案の要素に関する文書である。ADPコンタクトグループは、この要素文書全体をセクションごとに作業し、締約国は、自国の意見が適切に反映されていないと感じた箇所での文章の追加を提案した。共同議長のReifsnyderは、この文書に各締約国の立場が十分反映されていることを確保するのが主要目的であると強調した。締約国は、速やかに議論を進め、火曜日には要素文書の第1回の読み上げを終了した。改定された文書はもともとの39頁の長さから86頁に増えた。

火曜日から木曜日にかけて、両共同議長及び多数の締約国は、文書スリム化作業開始の提案を行った。その他の締約国は、改定文書を検討するための更なる時間を求め、スリム化に進む準備ができていないと指摘した。締約国は、ジュネーブ会合の終了時までには技術的な訂正以外、事務局に提出できなかった。多数の参加者は、議論を進



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

展させ、交渉文書作成プロセスを通し締約国を指導した共同議長の手法に満足の意を表した。他の参加者は、更なる進展を希望していたとし、貴重な交渉時間が失われたと指摘した。

金曜日の午後、ADP閉会プレナリーは、ジュネーブで作成された文書は6月のボン会合で、パリ合意に向けADPが実質交渉を開始する基礎になることで合意した。共同議長のReifsnnyderは、ADPはCOP 20までに要請されていた要件を満たしたとし、交渉文書は、3月には予定より早く締約国に正式に通知されると強調した。

今会合の簡易分析

歴史に学ぶ

「過去を思い出せないものは、同じことを繰り返すことが運命づけられている」 George Santayana

ジュネーブ気候変動会議は、この多忙かつ重要な交渉の一年、12月のパリ気候変動会議で採択される予定の2015年気候合意を最終決定すべく専念する一年の始まりを示す会議である。この2015年での交渉担当者の課題を列挙する長いリストの第一の課題は、パリ会議で受け入れ可能な合意の基礎となる交渉文書の作成であった。ジュネーブの歴史的なPalais des Nationsに集まった参加者は、本会議のこの主要な目的を、予定よりかなり早く達成できた。

金曜日の午後に会議が閉会された際、参加者の間には楽天的な雰囲気の流れ、ジュネーブ会議の成果は今後の交渉に向けた良い兆しを示すものと感じていた。しかし一部のものは、失望感を表明し、締約国はジュネーブ会議での文書のスリム化を開始すべく、さらに多くのことをすべきだったと述べた。ともあれ、ジュネーブ文書をパリ合意にもっていくには、さらに難しい作業が必要であるというのが皆の認識である。

この簡易分析は、ジュネーブ気候変動会議の主要な提供可能な形式の文書であるジュネーブ交渉文書の推敲作業に焦点を当てる。ジュネーブ文書に盛り込まれた主要な実質的問題で、パリで合意に達するには解決しなければならない問題について論じる。最後に、パリ会議に向けた道筋における重要な複数の通過点についても考察する。

ジュネーブ交渉文書の作成

2014年12月のリマ気候変動会議において、締約国は、ADPIに対し、2015年5月までに交渉文書を作成し、これをパリでのCOP 21の6か月前に締約国に通知することを要請した。締約国は、決定書1/CP.20 (リマ気候行動声明)の附属書である交渉文書草案の要素文書をベースに、この作業を開始した。

作業の中心は、自国の意見が適切に反映されていないと締約国が考えた箇所に文章を追加することであった。火曜日の夕方までに、全ての新しい文案が集められた。このプロセスで、文書の分量は2倍以上になり、もともとの39頁が88頁にまで増加した。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

気候交渉のベテランは、ジュネーブ会合の成功を文書の長さで測ることに警告した。このような長文文書は、リマ会議からの「共同議長文書」を「締約国のものである文書」に変えていくプロセスにおいて「不可避な部分」と見たのである。広範な意見の集約が為された、すなわちジュネーブで起きたことは、締約国が文書を自分たち保有物と感じるための必要な前提条件であり、パリ合意の交渉では、全ての締約国の意見が取り入れられるとの確信が深められた。

この週の早い時期に、文書の第1回読み上げが終了したことから、共同議長は、多数の締約国の支持を得て、重複部分や冗長な部分を除去し、文書のスリム化を始めようと数回試みた。しかし一部の交渉グループは、スリム化段階に進む用意ができていないとした。この結果、技術的修正を除き、交渉文書は金曜日の時点においても火曜日夕方の状態のまま残された。EUを含む一部の締約国は、ジュネーブ会議でスリム化が進まなかったことに対し、失望感を表明した。

締約国は、今後のADP会合におけるスリム化方法についても、数回、議論する機会があった。多くのものは、6月の非公式な議論開始を支持すると表明した。さらに会合期間外においても、事務局において重複箇所などの明白な箇所を特定し、スリム化を開始することを提案した。共同議長は、締約国の考えは6月会合用の共同議長シナリオに反映させると説明した。

金曜日午後、ADPは、ジュネーブ文書を公式文書として発表、締約国に回すべきことで合意した。共同議長 Reifsnyderは、進捗状況を喜び、この作業は COP 20の要請より早い3月には達成されることになることになると指摘した。

ジュネーブ交渉文書ができたことで、締約国は、新しい議定書採択の法的要件も満たせることになる。しかしCOP 21までの道のりにおいて、各締約国は、パリ合意がADPマנדートに提案される「全ての締約国に適用される条約の下の議定書、別な法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果」のどれになるのか、それぞれの考えを固める必要がある。パリ合意が新しい議定書になるかどうかに関しては、多様な意見が残されている、しかし多くのものは、パリ合意と一連のCOP決定書で構成される「パリ・パッケージ」となる可能性を思い描いている。

クリスマスのお願いリストから、新年の決意表明へ？

ジュネーブ交渉文書は、適応から資金、技術、キャパシティビルディング、緩和、透明性に至る、ADPマנדートの全ての重要な本質的分野を対象にしている。ジュネーブ文書を通読した一部のベテランは、この文書はリマ文書と比較し、締約国の立場の明確な違いを「ほぼ当然のように」反映しているとコメントした。一部のものは、ジュネーブ会議のように文章の追加が中心である場合、大きく進展させるのは「かなり容易」だが、締約国が妥協点を探し始めたときは、課題が大きくなると警告した。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

緩和は、パリに向かう道筋における重要な懸念材料であり続ける。現在及び約束された排出削減量と、危険な気候変動を防ぐ安全な道筋に世界を導くために必要な排出削減量との間には、よく知られたギャップが存在する。この点、ジュネーブ文書には、REDD+や土地利用部門、そして排出量取引や強化されたクリーン開発メカニズム(CDM+)などの市場メカニズムを含め、緩和を遂行する方法に関する新しいそして以前からの広範なアイデアが含まれる。

リマ会議からの主要アウトプットのの一つは、約束草案(INDCs)の要件及びプロセスに関する合意である。締約国は未だ公式INDCsを提出していないが、主要排出国の中国、米国、EUによるポスト2020年の排出削減量計画の発表は、パリ合意は締約国を2°C目標に向けた安全な道筋に導くに足るほど野心的にならないのではないかと懸念を生じさせた。

ジュネーブ文書には、締約国の約束／貢献の評価、約束提出の時間枠及び「サイクル」に関し、数件の提案が含まれる。これらの明白な技術的詳細は、多くのものが言う「ダイナミックな合意」、すなわちCOP 21後の緩和野心の定期的レビューや強化を可能にする合意を確保する上で、重要な要素である。この問題に関し、締約国の意見は大きく分かれる。

ジュネーブ文書には、締約国の見解の違いが反映されている、すなわち集約レベル及び個別レベルにおいて、締約国の約束または貢献の事前の、そして／または事後の、レビューをすべきかどうか、それを途上国と先進国で差異化するかしないかに関する見解の違いである。さらにこの文書には、新しい約束を提出する時間枠について、異なるオプションが含まれている、大半のものは5年サイクルを希望したが、一部のものは10年サイクルを提案した。最後に、この文書には、2015年合意における締約国の緩和約束の遵守レビュー方法に関する多数のオプションも含まれる。これらのオプションは、京都議定書の下での遵守委員会と同様、施行部と促進部で構成される遵守委員会、さらには国際的な気候正義裁判所が含まれる。また締約国の中には、パリ合意に遵守メカニズムは不要と考える国もある。

差異化やCBDRRCの問題も、ジュネーブ文書の中で明白な違いがみられる分野である。UNFCCC締約国は、長年、差異化を論じており、CBDRRCを「静的なもの」と解釈するものから、進化して解釈し、いわゆる先進国と途上国の「ファイアウォール」の除去あるいは移動を唱えるものまでその立場は広範囲にわたる。COP 20後、一部のコメントーターは、決定書1/CP.20は差異化のファイアウォールを動かす基礎を敷いたと強調した。にもかかわらず、ジュネーブ文書は、差異化に関するオプションの全てが机上に残されたままであることを明確に示している。差異化は、文書中、序文から本文のセクションに至るいくつかのセクションで論じられ、多数の手法も提案されている。一部の提案は、UNFCCC附属書に規定される既存の締約国の分類に依るものだが、他のものは、既存の先進国、途上国の違いを超えるものを提案し、一部の締約国は、パリ合意のための全く新しい附属書を提案する。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

交渉文書の中に含まれる頁の数を目安にするなら、資金問題は、将来のADP会合で交渉担当者を多忙にする可能性が高い。資金に関する文章の長さは17頁に及び、(民間資金対公共資金の)資金源に関するもの、その配分を行う組織、貢献の限界に関するものなど、広範なオプションが含まれる。この箇所でも、附属書II締約国のための量的な約束から、全ての「行える立場にある締約国」からの資金貢献に至る、広範囲な差異化の見解が存在する。

ジュネーブ文書を横断する多数の箇所で論じられていることは、パリ合意において、適応に更なる重要性を持たせるかどうか、実施手段の提供など、締約国の手順上のそして実質的な義務の両方の面で、重要性を持たせるかどうかという問題である。さらにこの文書には、2013年のワルシャワ気候変動会議(COP19)以来、専門のメカニズムで議論されてきた損失と被害という微妙な問題についての新しいアイデアも盛り込まれた。ジュネーブ会議において、LDCsは、気候変動移住調整ファシリティー(climate change displacement coordination facility)の設置に関する文章を提案、これは気候変動の結果として移住を強制される人口の組織的な移動及び計画的な移住の問題という、気候交渉の会議室ではおそらくは長く厄介な問題とされてきた問題に対処しようとする努力に新たな根拠を与えた。しかし締約国数カ国は、この問題をUNFCCCの下で議論することに長く抵抗しており、損失と被害に関する交渉は複雑なものになる可能性が高い。

多くのものは、損失と被害の問題は気候変動の行動と人権保護の係りに驚くほど複雑に絡み合っていると感じており、現在のジュネーブ交渉文書でも少数のセクションで論じられ、先住民、女性及び子供の権利などにも言及する。閉会プレナリーにおいて、先進国及び途上国の18か国は、国内レベルで人権及び気候の専門家の中で最善の実施方法や知識に関する意見交換を行う非公式の自主的イニシアティブの設置を発表した。人権の保護と気候変動の関係については、既にコペンハーゲンのCOP15においても不完全ながら議論され、過去数カ月には更なる注目を集めており、前国連人権高等弁務官([UN High Commissioner for Human Rights](#))のMary Robinsonが気候変動のための国連特別大使に任命されている。

これからの道筋:ジュネーブ文書をパリ合意に換えていく

ジュネーブ文書が、正式な編集と翻訳のため、事務局の手に確実にわたされたことから、参加者は、6月のUNFCCC補助機関の次回会合での交渉に入る準備のため、3か月以上の期間を得ることができた、4月と5月には交渉担当者レベルの非公式会合、3月と5月には非公式な閣僚会合が予定されている。

Palais des Nationsを離れるにあたり、多くの参加者は、パリ会議に関し控えめながらも楽観的な見方を示していたようである。2009年以後、歴史的な義務に関する一定の重要な再調整が行われてきたことは間違いなく、多くの新しい交渉グループや連合が生まれ、その中には伝統的な先進国と途上国の区分を超えるものもある。米国は、最近、中国及びインドと重要な二国間協定を締結している。



Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
<http://www.iisd.ca/>



公益財団法人
地球環境戦略研究機関
Institute for Global
Environmental Strategies
<http://www.iges.or.jp>



(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
<http://www.gispri.or.jp>

現状維持を主唱するものと、「京都の世界」からの移動を希望する者との間には裂け目が生じているが、国際的な気候ガバナンスに影響する行き詰まりの解決策を取りまとめるには、極めて厳しい政治取引が必要である。ジュネーブの交渉文書は、締約国を、歴史を築く道筋に正式に立たせるものであり、人類が直面する最大の課題と言われる問題に対処する道を開く。成功するか否か、それは時間が経てばわかるだろう。

(IGES－GISPRI仮訳)

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Beate Antonich, Kati Kulovesi, Ph.D., Annalisa Savaresi, Ph.D., and Virginia Wiseman. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the European Commission (DG-ENV and DG-CLIMATE), the Government of Switzerland (the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN) and the Swiss Agency for Development Cooperation (SDC)), and the Kingdom of Saudi Arabia. General Support for the *Bulletin* during 2015 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety (BMUB), the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Specific funding for coverage of this conference has been provided by the Kingdom of Saudi Arabia and the EC (DG-CLIMA). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB team at the Geneva Climate Change Conference - February 2015 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.